

**淀川水系
河川整備計画基礎原案に係る
具体的な整備内容シート**

**平成15年9月16日
近畿地方整備局**

**淀川水系
河川整備計画基礎原案に係る
具体的な整備内容シート**

索引

**平成15年9月16日
近畿地方整備局**

本河川整備計画基礎原案は、平成14年12月及び平成15年6月に示した、「河川整備計画策定に向けての説明資料(第1稿)、(第2稿)」と、それに対する意見を踏まえて作成したものである。今後、本案に対する淀川水系流域委員会、住民、自治体の意見を踏まえて修正し、地域開発、水需要、防災等の他の計画も受けて、河川整備基本方針の策定後、法令に基づく手続きを行い、河川整備計画を策定する。

淀川水系河川整備計画基礎原案 に係る具体的な整備内容シート

索引

5. 具体的な整備内容.....	31
5.1 河川整備計画策定・推進.....	31
5.1.1 河川整備計画の進捗を点検し、見直しを行うための措置.....	31
5.1.2 情報の共有と公開、住民との連携・協働、関係団体・自治体・他省庁との連携.....	31
5.2 河川環境.....	32
5.2.1 河川形状.....	32
5.2.2 水位.....	34
5.2.3 水量.....	35
5.2.4 水質.....	35
5.2.5 土砂.....	37
5.2.6 生態系.....	38
5.2.7 景観.....	39
5.2.8 生物の生息・生育環境に配慮した工事の施工.....	39
5.3 治水・防災.....	40
5.3.1 洪水.....	40
5.3.2 高潮.....	44
5.3.3 地震・津波.....	45
5.4 利水.....	46
5.5 利用.....	47
5.5.1 水面.....	47
5.5.2 河川敷.....	48
5.5.3 舟運.....	48
5.5.4 漁業.....	49
5.6 維持管理.....	49
5.7 ダム.....	52
5.7.1 既設ダム.....	52
5.7.2 各ダムの調査検討内容.....	54
5.8 関連施策.....	57
5.8.1 淀川河川公園.....	57

5. 具体的な整備内容

5.1 河川整備計画策定・推進

5.1.1 河川整備計画の進捗を点検し、見直しを行うための措置

河川整備計画については、随時進捗を点検し、必要に応じて見直しを行うものとする。淀川水系流域委員会は進捗の見直し点検にあたって意見を聴く機関として継続する。

5.1.2 情報の共有と公開、住民との連携・協働、関係団体・自治体・他省庁との連携

(1) 情報の共有と公開及び意見交換

河川整備は、住民と河川管理者が互いに「知っていること」や「心配していること」を共有することから始まることを基本として、住民と河川管理者及び住民間における意見交換が行えるような機会(対話集会等)を継続的に設ける。

また、河川整備の実施にあたっては、情報検索機能の向上やより多くの住民が意見を言えるよう従来から実施しているインターネットによる情報公開を充実させる。また、マスメディアを通して河川に係わる情報(工事情報や河川のライブ映像等)をタイムリーに発信するよう努める。表現にあたっては、難解なものや専門的な表現は避け、図表等を多用して出来る限り解りやすいものとする。

(2) 住民との連携・協働

地域固有の情報や知識に精通している住民及び住民団体や地域に密着した組織等との連携事業や河川に係わる人材の育成の支援や、住民と連携して環境教育を推進する。

例)

- ・子ども達を対象としたシンポジウムや体験学習の実施
- ・子ども達が安全に楽しく遊ぶための川の指導者育成の支援

さらに、河川に係わる組織を支援するとともに、伝統工法などの技術の保存・伝承についても積極的に支援する。

地域固有の情報や知識に精通した個人を、河川レンジャー(仮称)として任命する。河川レンジャーは行政と住民との間に介在して、河川に係る環境学習等の文化活動や動植物の保護活動等を実施するとともに、不法投棄の監視や河川利用者への安全指導等河川管理行為を支援すること等を想定する。

河川レンジャーの活動拠点として、当面は、既設設備である淀川資料館、河川公園管理所、水のめぐみ館、遊水スイスイ館、三栖閘門資料館等を試行的に活用する。

まず三栖閘門資料館を活動拠点として、三栖閘門周辺及び山科川を対象に試行的に河川レンジャーを任命し、活動を行い、その試行的活動を通して河川レンジャーの活動内容や役割等について検討会において検討する。(計画-1)

(3)自治体、他省庁との連携

河川整備計画の実施に当たっては、琵琶湖・淀川流域水質管理協議会(仮称)や水害に強い地域づくり協議会(仮称)等において、自治体や他省庁等と相互に連携した総合的な取り組みを検討する。また、連携の進捗状況や連携を進めるにあたり生じた課題等は流域委員会に報告するとともに、一般にも広く公表する。

5.2 河川環境

(1)河川整備にあたって、河川環境のモニタリングを実施するとともに得られた基礎資料を基に生物及び生物の生息・生育環境に関する評価を行い、関係機関と連携して、その情報を一元化し、その結果を公表する。(環境-1)

1)これまで実施してきた「多自然型川づくり」の評価の実施。

2)河川環境のモニタリングの実施

事業実施前のモニタリングを基に、予測・評価を行った上で事業を実施する。また、事業中及び事業実施後にもモニタリングを行い、フィードバックを行う。

また、調査にあたっては、住民及び住民団体等と連携した調査等も視野に入れて実施する。

例)

1)淀川 平成15年度河川水辺の国勢調査(鳥類調査)を日本野鳥の会と連携して実施する。

2)猪名川 住民等と協働で整備した下河原地区ワンドのモニタリングを連携して継続して実施する。

3)琵琶湖 家棟川地区
ビオトープにおける植物のモニタリングを住民とともに継続して実施する。

4)木津川上流 いがうえの^{おおとがわ}大戸川生活排水浄化実験を継続して実施する。

(2)河川環境の保全・再生の指標を設定することについて、関係機関と連携して検討する。

(3)河川管理者以外のものが管理している施設についても、河川管理施設と同様、河川環境の改善の観点から、施設管理者に対して施設の改善等について指導・助言等を行う。

5.2.1 河川形状

(1)横断方向の河川形状の修復

1)水陸移行帯の保全・再生を図るため、横断方向の河川形状の修復を実施する。なお、堤防強化対策等を実施する場合も、河川形状の修復をふまえて行う。

淀川 庭窪地区

堤防前面の高水敷切り下げ、緩傾斜化、既存ワンド群の整備を実施する。(環境-2)

淀川 楠葉地区

かつて淀川にあった浅水域の再生を図るため、ワンド群の整備を実施する。(環境-3)

淀川 牧野地区

かつて淀川にあった浅水域の再生を図るため、ワンド群の整備を実施する。(環境 - 4)

淀川 鷓殿地区

ヨシ原の保全を図るために、高水敷の切り下げを実施する。(環境 - 5)

淀川 赤川地区

かつて淀川にあったたまりを再生するため、干陸化した箇所の切り下げを実施する。(環境 - 6)

木津川 上津屋地区

かつての砂河川の形状の再生を図るため、干陸化した河床の切り下げ、水制工等の整備を実施する。(環境 - 7)

淀川 海老江地区

かつて淀川にあった干潟の再生を目指し、低水路の盛土による干潟の整備を実施する。(環境 - 8)

淀川 西中島地区

かつて淀川にあった干潟の再生を目指し、高水敷の切り下げを実施する。(環境 - 9)

2) 横断方向の河川形状の修復方法等について検討する。

淀川 唐崎地区(芥川合流部) (環境 - 10)

淀川 水無瀬地区 (環境 - 11)

淀川 前島地区 (環境 - 12)

野洲川 河口部(河口砂州を含む) (環境 - 13)

猪名川 下加茂地区 (環境 - 14)

(試験施工及びモニタリング結果を踏まえた形状変更の検討)

猪名川 下川原地区 (環境 - 15)

(試験施工及びモニタリング結果を踏まえた形状変更の検討)

淀川 大淀地区 (環境 - 16)

(2) 縦断方向の河川形状の修復

1) 現状の落差工において、縦断方向の連続性が阻害されていることから、新たに魚道の設置を実施する。

小泉川 落差工 (環境 - 17)

2) 縦断方向の河川形状の修復に向けて、現状の堰、落差工等において、魚類等の遡上・降下に配慮した構造を検討する。なお、小規模な改築で改良が可能な箇所は早期に実施する。

淀川 淀川大堰 (環境 - 18)、毛馬水閘門 (環境 - 19)

桂川 久我井堰、一の井堰、1号~6号井堰 (環境 - 20)

木津川 ナルミ井堰、高岩井堰、キトラ井堰、鹿高井堰、

大河原発電所井堰、相楽発電所井堰 (環境 - 21)

野洲川 落差工 (環境 - 22)

猪名川 大井井堰、三ヶ井井堰、高木井堰、久代北台井堰、

上津島床固、池田床固 (環境 - 23)

3) 本川と支川との合流部において、魚類等の遡上・降下に配慮した構造を検討する。(環境 - 24)(環境 - 25)

- ___瀬田川 流入支川合流部
- ___猪名川 空港川合流部
- ___猪名川 余野川合流部

4) 既設ダムにおいて、魚類等の遡上・降下が可能な方策を検討する。(環境 - 26)

- 瀬田川 瀬田川洗堰
- 宇治川 天ヶ瀬ダム
- 木津川 高山ダム、青蓮寺ダム、室生ダム、布目ダム、比奈知ダム
- 桂川 日吉ダム
- 猪名川 一庫ダム

(3) 湖と河川や陸域との連続性の確保と修復 (環境 - 27) (環境 - 28)

- ___琵琶湖 家棟川地区
 - 試験施工及びモニタリング結果を踏まえた軽微な形状変更の検討
- ___内湖・湿地帯復元のための調査・試験施工
 - 試験施工の実施に際しては管理者である滋賀県と調整・連携して取り組む。
- ___琵琶湖及び流入する河川の間連続性を回復することについて、滋賀県と連携・調整する。

5.2.2 水位

- (1) 淀川大堰において、春季から夏季の平常時に、湛水域ワンドの水質を改善するため、低い水位を維持するとともに、出水時の変動に応じた水位操作を試行する。(環境 - 29)
- (2) 瀬田川洗堰において、治水・利水の影響を考慮した上で試験操作を実施しながら、琵琶湖における生物の生息・生育環境を保全・再生するための水位操作を検討する。(環境 - 30)
- (3) 琵琶湖における急速な水位低下と低い水位の長期化を抑制する方策を検討する。
 - 1) 瀬田川洗堰による水位操作 (再掲5.2.2(2))
 - 2) 関係者と連携した水需要の抑制(再掲5.4(4)) (利水 - 4)
 - 3) 琵琶湖からの放流量を補う琵琶湖への流入水量の確保
 - 姉川・高時川 丹生ダム (ダム - 20)
 - 4) 琵琶湖からの放流量の振替水量の確保
 - 大戸川 大戸川ダム (ダム - 10)
 - 5) 淀川大堰下流、大川(旧淀川)、神崎川の維持流量の検討 (再掲5.2.3(2))
- (4) 横断方向の河川形状の修復。
 - (5.2.1 河川形状にて掲載)
- (5) 湖と河川や陸域との連続性の確保と修復
 - (5.2.1 河川形状にて掲載)

5.2.3 水量

(1) 治水や利水への影響を考慮した上で、水位変動や攪乱の増大を図るために有効な操作方式や放流量等を検討し、試験操作を踏まえてダム・堰の適正な運用を検討する。

1) 淀川大堰下流の汽水域の生物に配慮した放流量やアユ等の遡上を促す放流量及び有効な堰の操作方式等について検討する。

淀川 淀川大堰 (環境 - 31)

2) 流況の平滑化等に伴う河川環境に対する影響を改善するために、水位変動や攪乱の増大を図る試験操作を実施し、適切な運用に向けて検討する。 (環境 - 32)

瀬田川・宇治川 瀬田川洗堰、天ヶ瀬ダム

木津川 高山ダム、青蓮寺ダム、室生ダム、布目ダム、比奈知ダム

桂川 日吉ダム

猪名川 一庫ダム

(2) 周辺の地下水や伏流水への影響を含めた河川環境上必要な水量を検討するとともに、確保可能な水量を把握するために必要な諸調査を実施する。特に、瀬切れ等の問題が生じている猪名川、野洲川、草津川、姉川・高時川、流域における水質汚濁対策効果等を考慮して維持流量を検討する必要がある淀川大堰下流、大川(旧淀川)、神崎川については早期に着手する。

(環境 - 33)(環境 - 34)(ダム - 20)(環境 - 35)(環境 - 36)

(3) 下流河川で逃げ遅れによる魚類の斃死を招かないよう、急激な水位低下が生じないダム等の運用操作を実施する。

1) 瀬田川・宇治川 瀬田川洗堰、天ヶ瀬ダム (環境 - 37)

(4) 横断方向の河川形状の修復。

(5.2.1 河川形状にて掲載)

5.2.4 水質

(1) 琵琶湖・淀川流域水質管理協議会(仮称)の設立の検討

水質汚濁防止連絡協議会における主な取り組みとしては、点源負荷の削減(工場排水規制・下水道事業・農村集落排水事業等の推進) 各関係機関における水質情報等の交換 油やその他の化学物質の流出事故等における緊急時連絡体制の確立等がある。

流域全体として水循環と河川環境の状態を把握できる統合的な流域水質管理システムの構築を目指すものとして、水質汚濁防止連絡協議会の従来の委員に加え、環境省、農林水産省、厚生労働省等の関係機関並びに水質特性に詳しい学識者や住民活動等に詳しい有識者が参加した琵琶湖・淀川流域水質管理協議会(仮称)の設立に向けて、準備会を設けて検討する。 (環境 - 38)

この琵琶湖・淀川流域水質管理協議会(仮称)に先立ち、河川管理者として実行可能な施策について実施する。

1) 住民連携のための取り組み

データベースやリアルタイム水質データに対する住民によるアクセスを容易

にする等、住民への情報提供システムの強化

水質学習会等

学校、住民団体等と連携した水質調査

2) 「淀川流域の水物質循環に係る調査」の実施。

水質汚濁メカニズムを含め、流域全体での物質循環の解明が必要であることから、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、国土交通省と環境省の5省の連携で推進する「自然共生型流域圏・都市再生」の一貫として、淀川流域の水物質循環機構を的確に把握することにより、流域管理データベースとモデルの構築を目指す。

3) 水質管理体制の強化

平常時における監視地点、監視頻度(24時間リアルタイム化を含む)、監視項目を増加して、監視強化を図る。

以上の取り組みと並行し、新たに設立する琵琶湖・淀川流域水質管理協議会(仮称)においては、以下の項目について検討する。

河川の特性に応じた、わかりやすい水質目標の設定

関係機関等との情報共有の強化

住民連携強化のための一層の取り組み

油やその他の化学物質の流出事故の防止・対処の取り組みの強化

具体的なアクションプログラムの作成とフォローアップ体制の検討

(2) 琵琶湖の水質保全対策

1) 琵琶湖の水質調査を継続実施するとともに、水上オートバイ等から発生するベンゼン、トルエン、キシレン及びMTBE等の有害化学物質の調査のため、関係機関と連携する。(環境-38)

2) 水陸移行帯(内湖・湿地を含む)の保全・再生に向けて、それらの琵琶湖における機能把握の調査や試験施工について検討する。なお、試験施工の実施に際しては管理者である滋賀県と調整・連携して取り組む。(環境-39)

例)

家棟川地区(ピオトープ)の水質浄化効果に関する調査

3) 琵琶湖北湖の底層の水質の状況を把握するための調査に、滋賀県と連携して取り組む。

(3) ダム湖の水質及び放流水質保全対策

1) ダム湖の水質調査を継続実施するとともに、ダイオキシン類等の有害化学物質等について調査する。

2) 既設の選択取水設備の活用を継続するとともに、より効率的な操作方法等を検討する。(環境-40)

木津川 布目ダム、比奈知ダム

桂川 日吉ダム

猪名川 一庫ダム

3) 放流水質が下流河川へ与える影響を調査し、新たな選択取水設備等について検討する。(環境-40)

木津川 高山ダム、青蓮寺ダム、室生ダム

- 4) 既設の深層曝気設備を継続して活用するとともに、より効率的な運転方法等を検討する。(環境 - 41)
 - 木津川 布目ダム、比奈知ダム
 - 桂川 日吉ダム
 - 猪名川 一庫ダム
- 5) 既設の循環曝気設備を継続して活用するとともに、より効果のある設備やより効率的な運転方法等を検討する。(環境 - 41)
 - 木津川 高山ダム
- 6) 底層水における貧酸素化現象の発生が、ダム湖及び下流河川へ与える影響を調査し、影響が大きい場合には必要な対策について、検討する。(環境 - 41)
 - 木津川 青蓮寺ダム、室生ダム
- 7) ダム湖の底質モニタリングを継続実施し、必要があれば底質改善対策等について検討する。(環境 - 42)

(4) 河川の水質保全対策

- 1) 河川の水質調査及び自治体と連携した地下水水質調査を継続実施するほか、河川水質のみならず、沿岸海域の水質をも視野に入れた総負荷量削減のため関係機関や住民との連携を図るとともに、またダイオキシン類等の有害化学物質対策等について必要があれば検討する。(環境 - 38)
- 2) 流水保全水路については、継続して調査し、今後の整備方針について検討する。(環境 - 43)
- 3) 底質モニタリングを実施し、必要があればダイオキシン類等の有害化学物質対策や底質改善対策等について検討する。
 - 淀川の汽水域、湛水域(環境 - 44)

5.2.5 土砂

河床材料や形状等の調査及び河床変動等といった土砂動態のモニタリングを実施し、その調査結果を踏まえ、山地流域から沿岸海域に至るまでの総合土砂管理方策について検討する。なお、土砂流出防止機能を有する森林の保全・整備の検討について、関係機関との連携を図る。

土砂移動の連続性の確保(環境 - 45)

- (1) 瀬田川・宇治川 天ヶ瀬ダム
- (2) 木津川 高山ダム、青蓮寺ダム、室生ダム、布目ダム、比奈知ダム
- (3) 桂川 日吉ダム
- (4) 猪名川 一庫ダム

なお、砂防施設についても総合土砂管理方策の観点から踏まえて整備を行う。(環境 - 46)

- (1) 瀬田川 山腹工を含む砂防施設の整備及び維持管理
- (2) 木津川 山腹工を含む砂防施設の整備及び維持管理

5.2.6 生態系

(1) 淀川水系における良好な生物の生息・生育環境の保全・再生

(5.2.1 河川形状、5.2.2 水位、5.2.3 水量にて掲載)

1) 生息・生育環境の保全・再生を実施する。

横断方向の河川形状を修復し、水陸移行帯の保全・再生を実施する。

淀川 城北地区

かつて淀川にあった浅水域の再生を図るため、ワンド群の保全・再生を実施する。(環境 - 47)

淀川 豊里地区

かつて淀川にあった浅水域の再生を図るため、ワンド・たまりの保全・再生を実施する。(環境 - 48)

淀川 十三地区

かつて淀川にあった干潟の再生を図るため、汽水域干潟の保全・再生を実施する。(環境 - 49)

木津川中流部

かつての砂河川の再生を図るため、河川形状の修復を実施する。(環境 - 50)

(他、5.2.1再掲)

現状の落差工において、縦断方向の連続性が阻害されていることから、新たに魚道の設置を実施する。

(5.2.1再掲)

オオサンショウウオの生息環境を保全する。

木津川 上流部(環境 - 51)

2) 生息・生育環境を保全しつつ、再生についても検討する。

横断方向の河川形状を修復し、水陸移行帯を保全しつつ、再生についても検討する。

淀川 鳥飼地区(環境 - 52)

宇治川 向島地区(環境 - 53)

淀川 中津地区(環境 - 54)

藻川(猪名川) 高田地区(環境 - 55)

藻川(猪名川) 東園田地区(環境 - 56)

猪名川 北河原地区(環境 - 67)

(他、5.2.1再掲)

縦断方向の河川形状の修復に向けて、現状の堰、落差工等において、魚類等の遡上・降下に配慮した構造を検討する。

(5.2.1再掲)

既設ダムにおいて、魚類等の遡上・降下が可能なる方策を検討する。

(5.2.1再掲)

淀川大堰において、春季から夏季の平常時に、湛水域ワンドの水質を改善するため、低い水位を維持するとともに、出水時の変動に応じた水位操作を試行する。

瀬田川洗堰において、治水・利水の影響を考慮した上で試験操作を実施しながら、琵琶湖における生物の生息・生育環境を保全・再生するための水位操

作を検討する。

(5.2.2再掲)

河川環境上必要な水量を検討するとともに、確保可能な水量を把握するために必要な諸調査を行う。

(5.2.3再掲)

生物の生息・生育環境の保全・再生に向けた取り組みが必要であることから、支川や水路を含めた構造の改善等に向けて、関係機関等と連携する。(環境-68)

(2) 淀川水系における生物の生息・生育環境を脅かす外来種の対策を推進する。

1) 関係機関等と連携を行い、対策を推進する。(環境-59)(環境-60)

例)

淀川 城北わんどイタセンパラ協議会

近畿地方イタセンパラ保護増殖事業機構連絡会議

2) 外来種の減少を目的とした自治体の条例制定に向けた調整や協議を実施する。

3) 外来種の減少に向けた取り組みが必要であることから、外来種の駆除方法等について検討し、関係機関や住民及び住民団体等と連携しながら外来種対策を実施する。

5.2.7 景観

(1) 新設・改築する施設等については、周辺景観との調和に関して検討するとともに、淀川は大阪府景観条例に基づく「景観形成地域」の指定を受けている。滋賀県においては「ふるさと滋賀の風景を守り育てる条例」が定められている。また淀川では関係市町である大阪市の「みずの軸」や高槻市、寝屋川市、島本町等、猪名川においても川西市が、景観形成の方向性をそれぞれ定めている。このため関係市町と連携して河川管理者以外が実施する構造物等の許認可に際しては河川景観の観点から指導・助言を行う。(環境-61)

(2) ダム貯水池の法面における水位変動域の裸地対策としての緑化について検討するとともに、その結果を踏まえて試験施工を実施する。(環境-62)

1) 宇治川 天ヶ瀬ダム

2) 木津川 高山ダム

3) 猪名川 一庫ダム

(3) 河川の景観を特徴づけている樹林帯等の保全について、治水上の影響・効果を考慮しつつ検討する。(維持-12)

5.2.8 生物の生息・生育環境に配慮した工事の施工

(1) 生物に配慮した護岸工法を採用する。(環境-63)

(2) 魚類等の遡上・降下時期や産卵期、鳥類や昆虫類の繁殖期、植物の結実期等に配慮する。(環境-64)

(3) 現況の植生を考慮して必要最小限の道路幅、ルートとなる工事用道路を設置する。(環境-65)

- (4) 工事中の濁水については、生物の生息・生育に影響を与えないよう、濁水防止等の措置を実施する。(環境 - 66)
- (5) 工事中の振動や騒音等を最小限に抑える施工機械を使用する。(環境 - 67)
- (6) 土砂輸送手段として、舟運と緊急用河川敷道路の活用を検討する。(環境 - 68)
- (7) 堤外地における土砂仮置き場面積を縮小するため、土砂仮置場は堤内地に確保するよう努める。(環境 - 69)
- (8) 工事資材等の仮置き場所は必要最低限の面積に縮小する。(環境 - 70)

5.3 治水・防災

5.3.1 洪水

- (1) 破堤による被害の回避・軽減(治水 - 1)

河川管理者と住民及び自治体等で構成される「水害に強い地域づくり協議会(仮称)」を設置し、関係機関並びに施設管理者や住民などが連携して下記の 1) から 3) の項目について検討・実施する。また、河川管理者が堤防強化を実施することにより、破堤による被害の回避・軽減を目指す。

- 1) 自分で守る(情報伝達、避難体制の整備)(治水 - 2)

意識の啓発

いつ起こるか分からない洪水や高潮の危険性を住民説明会の開催やマスメディアとの連携により住民にわかりやすく周知するとともに、過去の災害の状況を体験者の生の体験談を広く伝えること等により防災に対する意識の啓発を図る。また、子ども達が、災害当時の写真や地図等を提示しながら、災害体験者から当時の状況を聞き取ることにより、確実な事実に基づいた水害への対処方法を学習できるようにすることを検討する。

情報提供

河川の出水状況や危険性について、自治体や住民への情報提供を目的とした、河川情報表示板などを設置していく。

住民やマスメディア等への洪水情報提供

洪水時において、わかりやすい河川情報(河川状況のデータや映像)を住民やマスメディアにインターネット、携帯電話、CATV 等によりリアルタイムで提供する。

地下空間の浸水は、人命に関わる深刻な被害につながる可能性が高いことから、避難行動に必要な時間を確保するため、特に迅速かつ確実に情報を伝達することが必要である。地下空間の利用者及び管理者への情報伝達体制の整備を行う。

自治体による地下空間管理者への情報伝達が、地域防災計画に定められ適切に実施されるよう、市町村防災会議等において必要な助言を行う。

浸水実績表示

浸水実績のある区域において、洪水の危険性を知らせるため、近年に発生した洪水のうちで、浸水実績水位及び発生原因について、看板等によりわかりやすく表示する。

浸水想定表示

現在公表している「浸水想定区域図」をもとに、浸水想定区域や浸水深を表示した看板等によりわかりやすく表示するとともに、浸水想定区域に対する予測精度の向上を図る。琵琶湖沿岸区域について浸水想定区域の指定・公表を行う。

避難誘導等体制の整備

ハザードマップ

浸水想定区域に応じて避難場所や避難経路をわかりやすく示したハザードマップの作成・周知について自治体を支援する。

地下空間における避難路の明示並びに誘導施設整備の拡充をすることにより、迅速な避難誘導、安全確保を行えるよう自治体、地下空間管理者を支援する。

災害弱者(高齢者、在宅要援護高齢者、障害者、外国人等)にも配慮した避難勧告・指示の発令基準の明確化及び周知体制の整備をすることで、迅速な避難行動ができるよう自治体を支援する。

避難訓練等

避難が円滑に行えるよう、河川管理者、自治体と住民との共同の避難訓練を実施する。また、自治体、マスメディアとの連携を強化するため、情報伝達訓練を共同で実施する。

情報伝達体制等の基盤整備

情報伝達の迅速化や大容量化に対応するため、光ファイバー網の整備を継続実施し、自治体、水防団並びにマスメディアと相互接続することにより情報の共有化を可能にする。

2) みんなで守る(水防活動、河川管理施設の運用) (治水-3)

水防団との連絡会において、課題を踏まえた支援の方策等について検討する。

防災機関との連携

水防警報・洪水予報

水防警報は、洪水又は高潮の恐れがあり、水防活動を行う必要がある場合、河川管理者より関係府県知事にその情報を通知。これを受け、知事は関係する水防管理者に内容を通知し、水防管理者は水防事務組合等に水防活動の指示をする。

洪水予報(注意報・警報)は洪水により被害を及ぼす恐れがある場合、河川管理者と気象台が共同で、発表する。

広域防災施設整備対策

ヘリポートを備えた水防活動や物資輸送等の拠点となる防災ステーションの整備を、猪名川出在家地区、名張川蔵持地区において継続実施する。

他の地区については、自治体と連携して拠点の設置について検討する。尚、整備にあたっては、基盤整備を河川管理者が実施し、水防活動を実施するための水防センター等の施設整備は市町村が整備する。

災害対策用車両の搬入路等の整備

洪水時における災害対策車両等の機動性を確保するため堤防への搬入路等を整備する。

非常用資器材の備蓄

洪水時の堤防破堤対策や法面補強等への迅速な対処が可能なよう、非常用資器材を備蓄する。

桜づつみモデル事業[緊急復旧活動等を行う資材の備蓄]

出水時の水防活動に利用する土砂等を備蓄するとともに、桜等の樹木を植栽して河川環境整備を行う「桜づつみモデル事業」を木津川下流の「城陽地区」について継続実施する。

排水機場運用の検討

洪水時の排水機場からの排水については、運転停止も含めた調整体制を検討する。

3) 地域で守る(街づくり、地域整備) (治水 - 4)

土地利用の規制・誘導

氾濫原における土地利用規制や移転促進方策について自治体の検討を支援する。

建築物耐水化

水道や電気等のライフライン施設や重要公共施設の耐水化について、各管理者を支援する。

流域内保水機能、貯留機能強化

保水機能の保全

森林等の保水機能の保全、新規及び既開発地の保水機能保全対策(調整池、貯留施設、浸透施設)について検討を支援する。

貯留機能の強化

河川への流出量を抑制するために、遊水地等の貯留施設の設置について検討する。公共施設における地下貯留施設の設置等について検討を支援する。

都市計画との調整

従来の都市計画法などの開発指導のみならず、地域の特性にあわせた規模、形態の貯留施設を設置する等、民間管理施設の貯留機能の担保についての検討を支援する。

4) 堤防強化対策

4) - 1 高規格堤防 (治水 - 5)

淀川(本川)

現在、高規格堤防を整備中の点野、新町、江川、牧野北地区は、完成を目指し、継続して実施する。関係行政機関と調整中の大庭地区は、早期に事業着手を目指す。(治水 - 6 - 1 - 5)

さらに、まちづくり計画との調整が図られた箇所から随時整備していくが、淀川下流左岸区間は、重点的実施に向け、積極的に調整を進める。(治水 - 7)

なお、整備にあたっては、淀川沿川整備協議会(既存組織)や施設管理者、住民と連携して、まちづくりとの一体整備の調整を図る。

芥川

住民、関係行政機関と調整中の津之江地区については調整後、実施する。(治水 - 8)

4) - 2 堤防補強(治水 - 9)

緊急に堤防補強を実施する必要のある箇所を決定するために詳細調査を実施する堤防延長は、以下の通りである。調査の結果、必要な箇所について、緊急に堤防補強を実施する。

淀川	約 39km	(治水 - 10 - 1 ~ 27)
桂川	約 6km	(治水 - 11 - 1 ~ 10)
木津川下流	約 13km	(治水 - 12 - 1 ~ 9)
木津川上流	約 1km	(治水 - 13 - 1 ~ 2)
猪名川	約 5km	(治水 - 14 - 1 ~ 10)
宇治川	約 27km	(治水 - 10 - 28 ~ 34) (治水 - 15)
瀬田川	約 3km	(治水 - 15)

なお、実施にあたり現地に則した具体的補強手法を「淀川堤防強化検討委員会」(H15.4 設立)で早急に決定する。

(2) 浸水被害の軽減

1) 狭窄部上流の浸水被害の解消

桂川

狭窄部開削は当面実施しないが、保津峡上流における浸水被害対策として、日吉ダムの治水機能強化を検討する。保津峡上流の河川管理者である京都府と調整する。(ダム - 9)

木津川上流

狭窄部開削は当面実施しないが、岩倉峡狭窄部上流における洪水時に上野地区の浸水被害解消を図るため上野遊水地を継続実施する。遊水地内周囲堤の継続と遊水地機能を有するため、新たに越流堤、排水門、水路等を完成させる。(治水 - 16)

既往最大規模の洪水による浸水被害解消のため、川上ダム等流域内貯留施設について検討する。(ダム - 14)

猪名川

狭窄部開削は当面実施しないが、銀橋狭窄部上流における浸水被害軽減対策として、一庫ダムの治水機能強化等を検討する。銀橋上流の管理者である兵庫県と調整する。(ダム - 22)

2) 琵琶湖沿岸の浸水被害の軽減

宇治川

琵琶湖後期放流に対応するための、天ヶ瀬ダム再開発計画の調査検討を行う。その結果及び河川整備の進捗状況を踏まえ、「塔の島」地区の河道掘削時期を検討する。(治水 - 17)

瀬田川

琵琶湖からの放流量を増大させるため、洗堰から鹿跳溪谷までの河床掘削を継続実施する。(治水 - 17)

琵琶湖からの放流量を増大させるため、景勝地区である瀬田川下流(鹿跳

溪谷地区)の流下能力の増大方法を環境、景観の両観点から検討する。

瀬田川洗堰の高水位時の放流能力を増強するためには、瀬田川洗堰のバイパス水路の活用が必要である。バイパス水路の活用について関係機関と調整し、必要な施設の改良を実施する。(治水 - 18)

(3)一連区間整備の完成等

淀川(宇治川)

隠元橋の架替を京都府の道路事業と共同で継続実施するとともに、隠元橋付近の用地交渉を継続し、一連区間の堤防整備を継続実施する。(治水 - 19)

桂川

大下津地区において、住宅地整備と一体となった堤防拡幅を継続実施する。(治水 - 20)

木津川下流

小谷地区の築堤を継続実施する。(治水 - 21)

猪名川

川西、池田地区の築堤を継続実施する(治水 - 22)

芥川大橋の架替を大阪府の道路事業と共同で継続実施する。(治水 - 23)

大津放水路

大津放水路(トンネル放水路)を一期区間(瀬田川～盛越川まで)のうち、盛越川分水工、瀬田川合流部処理を継続実施する。(治水 - 24)

草津川

金勝川取付工及び、橋梁架設を継続実施する。(治水 - 25)

淀川(本川)

河川整備の進捗状況を踏まえて、洪水時に流下能力阻害となる阪神電鉄西大阪線橋梁の改築時期を検討する。

その後、他の同様の橋梁(淀川大橋、伝法大橋)の改築を検討する。(治水 - 26)

(4)土砂対策

土砂移動のモニタリングを実施し、その結果を踏まえ、洪水の流下を阻害する河床上昇防止やダム貯水池に流入する土砂を抑制し、また、山地から海岸までの土砂収支のバランスを図るため、山腹工による森林の復元や砂防堰堤の建設、森林の保全・整備の検討について関係機関との連携を図る。(治水 - 27)

1)瀬田川 山腹工を含む砂防施設の整備及び維持管理

2)木津川 山腹工を含む砂防施設の整備及び維持管理

5.3.2 高潮

(1)桁下高が低いために、洪水時に流下阻害となるとともに、高潮時に陸閘操作を余儀なくされる阪神電鉄西大阪線橋梁について、河川整備の進捗状況を踏まえて、改築時期を検討する。(治水 - 28)

その後、他の同様の橋梁(淀川大橋、伝法大橋)の改築を検討する。

(2)高潮時における陸閘操作にあたっては、交通を遮断する必要があり、迅速な対応が求められる。このため、機械設備の改造を行うことで、操作時間の短縮化を実施する。(治水 - 29)

淀川大橋

5.3.3 地震・津波

(1) 地震等総合的防災対策

河川管理施設被災時の早期復旧や緊急物資輸送等対策

1) 緊急用河川敷道路

淀川大堰から三川合流点までの区間を連続的に通行できるよう継続実施する。(治水 - 30)

整備延長: 4.8km

2) 緊急用船着場

現在、整備中の海老江地区の船着場については継続実施する。(治水 - 31)

3) 舟運のための緊急用船着き場、緊急用河川敷道路及び広域的な活用が可能な防災ステーション等を地域防災計画へ反映されるよう関係機関と調整する。

検討にあたっては地震・津波等危機管理協議会(仮称)を設置する。(治水 - 32)

4) 淀川大堰閘門設置

淀川大堰上下流の舟運によるアクセスを確保する淀川大堰閘門の設置については、「淀川大堰閘門検討委員会」及び「淀川舟運研究会」において規模や構造等を継続検討する。(治水 - 33)

(2) 河川管理施設の耐震対策

1) 堤防の耐震対策実施

淀川下流(治水 - 34)

堤防耐震対策が必要な 1.3km について堤防強化との関係も含めて早急に検討し実施する。

瀬田川・宇治川(治水 - 35)

琵琶湖の後期放流により長期の高水位が継続する瀬田川・宇治川区間については、堤防強化との関係も含めて、耐震補強を検討し、実施する。

2) 堤防以外の河川管理施設の耐震対策

淀川大堰、毛馬排水機場は、耐震対策を実施する。(治水 - 36)

瀬田川洗堰ほか上記以外の河川管理施設は、耐震点検を実施の上、対策を検討する。(治水 - 37)

(3) 津波対策

1) ソフト対策(治水 - 38)

津波による危険性を河川利用者や住民に周知するために、津波来襲の危険性と対処の仕方などを示した津波ハザードマップの作成・公表を支援する。

住民への津波に関する広報・学習の実施。

津波情報が発表された場合における河川利用者への呼びかけ及び水門等の迅速な操作の為の体制整備を行う。

2) 淀川大堰の津波対策 (治水 - 39)

淀川大堰の津波対策を実施する。

3) 陸閘操作の時間短縮 (治水 - 39)

津波来襲時における陸閘操作にあたっては、交通を遮断する必要があり、関係機関との協議及び調整の迅速化を図ると共に、機械設備の改造を行うことで、操作時間の短縮化を実施する。

淀川大橋

5.4 利水

(1) 利水者の水需要の精査確認 (利水 - 1)

利水者の水需要(水利用実績、需要予測(水需要抑制策を含む)、事業認可及び事業の進捗状況、水源状況等)について水利権更新の際に精査確認し、適切な水利権許可を行うとともに精査確認結果を公表する。

淀川水系水利権許可件数(直轄処分)

- ・水道用水 48 件
- ・工業用水 28 件
- ・発電用水 34 件
- ・農業用水 116 件 (内:慣行 49 件)
- ・その他用水 15 件

(2) 水利権の見直しと用途間転用 (利水 - 2)

水需要の精査確認を踏まえ、水利用の合理化に向けた取組を行う。

1) 利水者間の用途間転用を行うにあたっては、少雨化傾向等による現状の利水安全度評価や河川環境を踏まえて行われるよう関係機関と調整する。

大阪臨海工業用水道

大阪府営工業用水道

尼崎市営工業用水道

2) 農業用水の慣行水利権について、水利用実態把握に努めるとともに、許可水利化を促進する。なお、農業用水の水利権見直しにあたっては、地域の水環境に関する要望に配慮する。

(3) 既設ダム等の効率的運用による渇水対策を検討及び実施する。 (利水 - 3)

取水実態をよりの確に把握した上で、ダムによる効率的な補給について検討、実施する。

1) 取水実態をよりの確に把握した上での補給を実施する。

桂川 日吉ダム

2) 取水実態をよりの確に把握し、効率的な補給を検討する。

木津川 室生ダム

猪名川 一庫ダム

3) 既設ダム等の連携操作により、さらなる効率的な渇水対策を図る。

(4) 従来、渇水時のみ取水制限等の渇水調整を行なうための渇水対策会議を開催

してきたが、さらに平常時から常に水利用実態を把握し効率的な利水運用を図るとともに、水需要抑制策も含め、総合的に検討するための組織への改正を調整する。 (利水 - 4)

利水者、自治体、関係省庁(厚生労働省、農林水産省、経済産業省)、河川管理者の連携のもとに、湯水対策のほか、平常時から水利用に関する情報交換・水需要抑制について協議する。節水については住民の実践が不可欠であり、住民活動、水需要抑制の実践者などの有識者の参加を得て、具体的行動を提起できるような組織とする。

5.5 利用

5.5.1 水面

(1)水面の利用に関しては、秩序ある利用を実現するため、既存の淀川水面利用協議会等の組織を活用して以下の規制について検討し、実施する。

1)水上オートバイの利用規制

淀川本川では、当面、摂津市一津屋地区(淀川右岸 17km 付近)での利用に限定し、調査を継続する。

尚、利用の実態(走行区域・期間・時間帯)を評価した上で既設の淀川水上オートバイ関係問題連絡会において検討する。

しかし、将来的には摂津市一津屋地区には、大阪府、大阪市及び守口市の水道水源に近く、水質調査の結果では基準値以下ながらベンゼンやキシレン等の検出も確認されていることから、下流域の生物の生息・生育環境への影響を十分検討した上で、上水の取水がない淀川大堰下流への移設を検討する。(利用 - 1)

滋賀県域の瀬田川では、「滋賀県琵琶湖のレジャー利用の適正化に関する条例」(平成 14 年滋賀県条例第 52 号)が制定されており、水上オートバイによる騒音及び水質等の問題について関係機関と連携し調査する。(利用 - 2)

2)船舶等の通航規制

淀川本川では、水上オートバイやプレジャーボート等レジャー用動力船の通航禁止区域及び通航制限区域を設定する。(利用 - 3)

滋賀県域の瀬田川では、「滋賀県琵琶湖等水上安全条例」(昭和 30 年滋賀県条例第 55 号)等により適正に管理されることを支援する。(利用 - 2)

(2)瀬田川では、学識経験者、自治体等関係機関及び住民等からなる瀬田川水辺利用者協議会(仮称)を設置し、既存の棧橋・係留施設の集約・共有化並びに水辺のあり方を検討する。(利用 - 4)

(3)カヌーや手漕ぎボート等による円滑な水面利用を実現するため、利用者が多い箇所では、水辺へのアプローチ整備の実施や堰等の横断工作物の改善を検討す

る。(利用 - 5)

(4)河川に係わる人材の育成の支援や、住民と連携して環境教育を推進する。

- ・子ども達を対象としたシンポジウムや体験学習の実施
- ・子ども達が安全に楽しく遊ぶための川の指導者育成の支援

(再掲 5.1.2(2))

5.5.2 河川敷

(1)河川敷地占用許可施設

1)ゴルフ場、公園等占用施設

占用施設の新設及び更新の許可にあたっては、周辺環境・地域性に考慮し、川らしい自然環境を保全・再生することを重視し、学識経験者、自治体等関係機関からなる河川保全利用委員会(仮称)を設置し、住民等から広く意見を聴き、個々の案件毎に判断する。

地域毎に河川保全利用委員会(仮称)を設置(利用 - 6)

設置単位

淀川本川

猪名川

宇治川

桂川

木津川下流

瀬田川

木津川上流

野洲川

草津川

(2)違法行為の対策

年度毎に違法行為是正実施計画を立て実施する。(利用 - 7)

(3)ホームレスへの対応

「ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法」(平成14年法律第105号)に基づき自治体と一体となって河川敷地におけるホームレスの対応を図る。(利用 - 8)

(4)迷惑行為の対策

年度毎に啓発活動実施計画を立て実施する。(利用 - 9)

5.5.3 舟運

(1)河口から枚方及び大塚船着場までの安全な航路維持を実施するとともに、自治体や住民等との意見交換を実施し、有効利用の方策を検討する。(利用 - 10)

(2)枚方及び大塚船着き場から三川合流点までの航路確保を検討する。検討に当

たっては、河道内での航路の蛇行、ワンドの再生等、河川環境の保全を念頭に行う。(利用 - 11)

- (3) 淀川本川から直接海への通船が出来ないため、淀川大堰の閘門設置を検討する。(利用 - 12)
- (4) 既設の毛馬閘門については、大阪市内河川とのアクセス性の向上のため、航行可能時間や運用手法を検討する。(利用 - 13)
- (5) 船舶の航行が河川環境に与える影響についても調査、検討を行う。(利用 - 14)

5.5.4 漁業

詳細は「5.2 河川環境」に記載しているが、以下のような施策を実施することにより結果として、水産資源の保護につなげる。(利用 - 15)

- (1) 横断方向及び縦断方向の連続性の修復
- (2) 治水・利水への影響を考慮した上で、水位変動や攪乱の増大及び自然流況に近い流量が流れるように、淀川大堰や瀬田川洗堰等の運用を検討する。
- (3) 河川の流入総負荷量管理や自治体、関係機関、住民とのデータの共有化及び油やその他の化学物質の流出事故対応等のため琵琶湖・淀川水質管理協議会(仮称)の設立を検討する。
- (4) 河床材料や形状等の調査及び河床変動等といった土砂動態のモニタリングを実施し、その調査結果を踏まえ、山地流域から沿岸海域に至るまでの総合土砂管理方策について検討する。なお、土砂流出防止機能を有する森林の保全・整備の検討について、関係機関との連携を図る。(5.2.5 に掲載)
- (5) 河川環境上必要な水量を検討するとともに、確保可能な水量を把握するために必要な諸調査を実施する。特に、瀬切れ等の問題が生じている猪名川、野洲川、草津川、姉川・高時川、流域における水質汚濁対策効果等を考慮して維持流量を検討する必要がある淀川大堰下流、については早急に着手する。(5.2.3(2) に掲載)

5.6 維持管理

- (1) 河川管理施設の機能保持

- 1) 堤防・護岸

機能低下の恐れがある場合は、対策を実施する。(維持 - 1)

堤防内部の空洞化等の恐れのあるものは、応急的対策を実施する。(維持 - 1)

堤防除草後の刈草の処理については再資源化処理方法を継続検討の上実施する。

なお、堤防除草に当たっては、河川環境や住民の生活環境に配慮する。(維持 - 2)

住民と連携して堤防の維持管理を行っている事例として、

木津川下流部の堤防除草では、貴重な植物が生育していることから住民団体と共同で調査し、植物の情報を共有するとともに除草時期に配慮している。(維持 - 3)

桂川松尾橋右岸下流及び山科川左岸では、堤防裏面の維持管理を、住民と連携して、実施している。(維持 - 3)

2) 堤防・護岸以外の河川管理施設

河川管理施設(水閘門・堰・排水機場・樋門等)の適正な管理を行う。特に機械設備等は常時作動可能な状態を保持する必要がある、日常点検を実施し必要な維持修繕を継続して実施する。(維持 - 4)

老朽化対策の実施

施設の信頼性の向上と長寿命化が図れるように、定期的な点検整備と計画的な維持修繕、設備更新を実施する。

淀川大堰及び毛馬排水機場等関連施設

瀬田川洗堰

その他の排水機場・水閘門等河川管理施設

歴史・文化的価値のある施設の保存

過去の歴史的な施設として後世に伝えるために、定期的な点検整備と計画的な維持修繕を実施する。(維持 - 5)

旧毛馬閘門及び洗堰

三栖閘門及び洗堰

南郷洗堰

観測施設

日常より保守点検を行うと共に、異常値及び欠測が生じた場合は、速やかに復旧を行う。(維持 - 6)

河川浄化施設

天野川浄化施設・天神川浄化施設

水質を改善するために、礫と曝気による浄化を継続運用する。(維持 - 7)

寝屋川揚水機場

大阪府が管理する寝屋川の水質改善のために、淀川からの導水する浄化施設の継続運用をする。(維持 - 8)

河川管理施設の操作

河川管理施設操作の确实性の向上

樋門・排水機場などの河川管理施設を、光ファイバー網で結ぶことにより、操作に必要な河川情報の正確且つ迅速な伝達・共有化を図る。(治水 - 2)

水門、排水機場等の操作について検討し、遠隔操作等により河川管理施設等の管理の高度化を実施する一方、異常事態に備えたバックアップ体制を堅持する。(維持 - 9)

排水機場や水閘門及び樋門等の集中管理体制を上野遊水地では継続実施し、淀川下流部では検討する。(維持 - 9)

(2) 許可工作物の適正な管理

許可工作物の内、堤防を横断する樋門施設は、堤防と同等の機能を有している必要がある、河川を横断する橋梁・取水堰等は、洪水時の流水に対して支障と

ならないよう適正な維持管理が常に必要である。

- 1) 利用されていない施設は、治水上の支障や今後の施設利用計画等を調査し、不要なものについては施設管理者に対し撤去を求める。(維持 - 10)
- 2) 施設管理者に定期的な点検整備と計画的な維持修繕を指導する。(維持 - 11)
- 3) 洪水時の流水に対して支障とならないよう、特に応急的措置の必要な箇所を改善指導する。(維持 - 11)

(3)河川区域の管理

1)樹木の伐採と管理

河川管理上支障となる樹木については伐採を実施する。

なお、実施に当たっては、住民団体等の意見も聞き、生物の生息・生育環境を配慮して、伐採の方法や時期等について定める。(維持 - 12)

2)河道内堆積土砂等の管理

定期的に河道形状の状況を把握し、流水阻害になる堆積土砂の浚渫を実施する。

なお、淀川 9.8km ~ 26.2km の内、局所的な堆砂による流下阻害箇所及び船着き場完成区間の航路を確保する必要があるところについては、浚渫を実施する。

その際コンクリート用骨材として利用可能な区間は砂利採取規制計画に明記して、資源の有効活用の観点から砂利採取を認める。(維持 - 13)

3)安全利用のための対応

河川敷へのアクセス改善(バリアフリー化等)を継続実施する。

なお、河川利用者の安全確保を目的に設置した、河川敷及び堤防天端のバイク止め等が、自転車や車椅子の快適な通行を阻害していることから、バイク止め等の構造・設置方法について検討する。(維持 - 14)

歩行者や自転車が堤防の天端や河川内を安全に連続して移動ができない区間では、人が河川を縦断的に移動が出来る連続性のある小径等を確保する。(維持 - 15)

瀬田川においては、水辺に親しみ、河川利用拠点間を安全・快適に移動できる散策路整備を継続実施する。(名神高速道路瀬田川橋梁下流 ~ 瀬田川洗堰区間)(維持 - 16)

水難事故防止のため、水難事故防止協議会(仮称)を設置し、河川利用者の代表者と共に、対策方法について検討する。(維持 - 17)

危険な区域や安全な利用方法等についての情報公開及び啓発を引き続き行う。(維持 - 17)

4)河川内ゴミ等の処理及び不法投棄の防止対策(維持 - 18)

良好な河川環境を維持するため、住民団体及び地域に密着した組織と協力した美化・清掃活動及び塵芥処理を継続実施する。

管内空間監視用カメラを利用した平常時の監視及び河川巡視を強化する。不法投棄の摘発・取り締まり強化に向けた関係行政機関等との連携及び組

織を設置する。

住民団体及び地域に密着した組織による河川愛護活動並びに不法投棄マップの作成、看板設置・マスメディアを活用し、住民に啓発を行う。

5) 河川環境の保全のための指導 (維持 - 19)

河川環境の保全のため、巡視を行い、不適切な河川内の利用に対して指導を行う。

6) テロに対する危機管理対策 (維持 - 20)

情報連絡体制の確立など事前の措置及び不審物等に対して河川区域の巡視点検を継続実施する。

5.7 ダム

5.7.1 既設ダム

(1) 流況の平滑化等に伴う河川環境に対する影響を改善するために、治水や利水への影響を考慮した上で水位変動や攪乱の増大を図る試験操作を実施し、適切な運用に向けて検討する。 (環境 - 32)

瀬田川洗堰、天ヶ瀬ダム、高山ダム、青蓮寺ダム、室生ダム、
布目ダム、比奈知ダム、日吉ダム、一庫ダム

(2) 下流河川で逃げ遅れによる魚類の斃死を招かないよう、急激な水位低下が生じないダム等の運用操作を実施する。 (環境 - 37)

瀬田川洗堰、天ヶ瀬ダム

(3) ダム湖でのアオコや淡水赤潮による水質障害や、放流水温・水質に起因すると考えられる生物の生息・生育環境への影響を軽減すべく、選択取水や曝気等の水質保全対策を実施する。

なお、曝気装置などの設備が導入されているダムにおいては、使用を継続するとともに、その効果を調査しながら、より効果的な運転方法の運用に向けて検討する。

1) 既設の選択取水設備の活用を継続するとともに、より効率的な操作方法等を検討する。 (環境 - 40)

布目ダム、比奈知ダム、日吉ダム、一庫ダム

2) 放流水質等が下流河川へ与える影響を調査し、新たな選択取水設備等について検討する。 (環境 - 40)

高山ダム、青蓮寺ダム、室生ダム

3) 既設の深層曝気設備を継続して活用するとともに、より効率的な運転方法等を検討する。 (環境 - 41)

布目ダム、比奈知ダム、日吉ダム、一庫ダム

4) 既設の循環曝気設備を継続して活用するとともに、より効果のある設備やより効率的な運転方法等を検討する。(環境 - 41)

高山ダム

5) 底層水における貧酸素化現象の発生が、ダム湖及び下流河川へ与える影響を調査し、必要な対策について検討する。(環境 - 41)

青蓮寺ダム、室生ダム

6) ダム湖の底質モニタリングを継続実施し、底質改善対策等について検討する。(環境 - 42)

天ヶ瀬ダム、高山ダム、青蓮寺ダム、室生ダム、布目ダム、
比奈知ダム、日吉ダム、一庫ダム

(4) ダム湖及びその周辺を対象に、魚介類、鳥類、昆虫類、哺乳類、植物、底生動物などの生息・生育実態調査を定期的を実施する。(ダム - 1)

天ヶ瀬ダム、高山ダム、青蓮寺ダム、室生ダム、
布目ダム、比奈知ダム、日吉ダム、一庫ダム

(5) 魚類等の遡上や降下に障害となっている既設ダムを対象に、その障害を軽減させるための方策を検討する。(環境 - 26)

瀬田川洗堰、天ヶ瀬ダム、高山ダム、青蓮寺ダム、室生ダム、
布目ダム、比奈知ダム、日吉ダム、一庫ダム

(6) 土砂移動の障害となっている既設ダムを対象に、下流河川環境への影響を調査した上で下流への土砂供給を実施するなど、その障害を軽減するための方策を検討する。(環境 - 45)

天ヶ瀬ダム、高山ダム、青蓮寺ダム、室生ダム、
布目ダム、比奈知ダム、日吉ダム、一庫ダム

(7) ダム湖の法面における水位変動域の裸地対策について検討すると共に、その結果を踏まえて試験施工を実施する。(環境 - 62)

天ヶ瀬ダム、高山ダム、一庫ダム

(8) ダム水源地域の活性化に向けた湖面活用や周辺環境整備などのハード対策とともに、地域イベントや催しなどのソフト対策を継続的に実施することで、上下流の交流を一層促進し、ダムに対する理解と協力を得るための施策を実施する。(ダム - 2)

1) 水源地域ビジョンを策定する。

天ヶ瀬ダム、青蓮寺ダム、比奈知ダム

2) 水源地域ビジョンの推進を図る。

高山ダム、室生ダム、布目ダム、日吉ダム、一庫ダム

3) 周辺施設の利用促進・強化を図る。

高山ダム、青蓮寺ダム、布目ダム、比奈知ダム、日吉ダム、一庫ダム

4) 周辺環境整備を検討する。

天ヶ瀬ダム、室生ダム

5) 湖面活用を検討する。

高山ダム、青蓮寺ダム、室生ダム、比奈知ダム、日吉ダム

6)「ダム水源地ネットワーク」や「森と湖に親しむ旬間」行事などを通じて交流を促進する。

天ヶ瀬ダム、高山ダム、青蓮寺ダム、室生ダム、
布目ダム、比奈知ダム、日吉ダム、一庫ダム

(9)ダムから放流する際に、下流の河川利用者に対する安全を確保するため、放流警報装置や監視カメラ設置などのハード面に加え、自治体や地元警察、消防等との連携によるソフト面での充実・強化をより一層図る。(ダム-3)

瀬田川洗堰、天ヶ瀬ダム、高山ダム、青蓮寺ダム、室生ダム、
布目ダム、比奈知ダム、日吉ダム、一庫ダム

(10)ダムに付属する各種設備の機能を維持するため、計画的に補修を実施すると共に、維持管理費の縮減を目指す。(ダム-4)

瀬田川洗堰、天ヶ瀬ダム、高山ダム、青蓮寺ダム、
室生ダム、布目ダム、比奈知ダム、日吉ダム、一庫ダム

(11)ダム湖に流入する流木の有効活用を図る。(ダム-5)

高山ダム、青蓮寺ダム、室生ダム、布目ダム、比奈知ダム、
日吉ダム、一庫ダム

(12)既設ダムの再編・運用変更により治水・利水機能の向上について検討する。(ダム-6-1~2)

天ヶ瀬ダム、高山ダム、青蓮寺ダム、室生ダム、布目ダム、
比奈知ダム、日吉ダム、一庫ダム

(13)取水実態を的確に把握し、ダムによる効率的な補給が可能となるよう検討するとともに、既設ダム等の連携操作による湧水対策を図る。(利水-3)

1)取水実態を的確に把握した上で、さらに効率的な補給を実施する。

日吉ダム

2)取水実態を精査し、効率的な補給について検討する。

室生ダム、一庫ダム

3)既設ダム等の連携操作により、さらに効率的な湧水対策を図る。

瀬田川洗堰、天ヶ瀬ダム、高山ダム、青蓮寺ダム、
室生ダム、布目ダム、比奈知ダム、日吉ダム

5.7.2 各ダムの調査検討内容

(1)大戸川ダム

1)琵琶湖における急速な水位低下と低い水位の長期化が生態系に及ぼす影響の軽減策を緊急に実施する必要がある。急速な水位低下の抑制策としては、大戸川ダム等の貯留施設の建設が有効である。

2)狭窄部の開削を当面できないことから保津峡上流の亀岡地区の浸水被害の解消を図る必要があり、日吉ダムの治水容量を増量することにより浸水被害の軽

減を図るためには、利水容量を大戸川ダムに振り替えることが有効である。

- 3) 大戸川の洪水被害の軽減のため、治水対策が必要である。このためには、大戸川ダムの建設が有効である。なお、滋賀県の河川整備計画との整合を図る。
- 4) 大戸川ダムは下流部の浸水被害を軽減する効果がある。

大戸川ダムについて以下の調査検討を行う。

- 1) 代替案に関して、さらに詳細な検討を行う。(ダム-7)
- 2) 琵琶湖の水位低下抑制のための大戸川ダムからの放流による効果と、その自然環境に及ぼす影響について、さらに詳細な調査・検討を行う。(ダム-8)
- 3) 日吉ダムの利水容量の振替についての検討を行う。(ダム-9)
- 4) 貯水池規模の見直し並びに貯水池運用の変更に伴う貯水池周辺やダム下流に与える影響をはじめ、環境等の諸調査を行う。(ダム-10)
- 5) 土砂移動の連続性を確保する方策の検討を行う。(ダム-24)
- 6) 利水について、水需要の精査確認を行う。(利水-1)

(2) 天ヶ瀬ダム再開発

- 1) 淀川・宇治川の洪水時に全閉を含めて洗堰の放流の制限をすることは必要である。
- 2) 下流の洪水が低減した時点では、琵琶湖周辺の浸水被害を軽減させるために、できるだけ多くの流量を琵琶湖から放流(いわゆる後期放流)することが必要である。
- 3) 琵琶湖からの放流量を増大させるためには、天ヶ瀬ダムの放流能力を増大することが有効である。
- 4) 天ヶ瀬ダム再開発事業は、下流部の浸水被害を軽減する効果がある。

天ヶ瀬ダム再開発について以下の調査・検討を行う。

- 1) 琵琶湖沿岸の浸水被害の軽減のため、「水害に強い地域づくり協議会(仮称)」を設置し、土地利用誘導等の諸施策について、検討する。(4.3.1(2)2)再掲(ダム-11)
- 2) 天ヶ瀬ダム放流能力増大方策として既存施設を活用した放流方法の検討を行う。(ダム-12)
- 3) 放流方法の変更に伴う環境への影響についての調査・検討を行う。(ダム-13)
- 4) 貯水池運用の変更に伴う環境等の諸調査を行う。(ダム-13)
- 5) 天ヶ瀬ダム再開発を含む瀬田川の流下能力増強による、琵琶湖における生物の生息・生育環境を保全・再生するための琵琶湖の水位操作について、検討を行う。(ダム-13)
- 6) 土砂移動の連続性を確保する方策の検討を行う。(ダム-24)
- 7) 利水について、水需要の精査確認を行う。(利水-1)

(3) 川上ダム

- 1) 狭窄部の開削は当面できないことから、既往最大規模の洪水による岩倉峡上流上野地区の浸水被害を解消するには、上野遊水地と新たな貯留施設が必要である。

- 2) 新たな貯留施設として遊水地の掘削拡大案等について検討したが、多数の地権者の合意を得ることは実態として不可能であり、早期の浸水被害解消対策としては現実的に実行可能な方策として川上ダム建設が有効である。
- 3) なお、川上ダムは、下流部の浸水被害を軽減する効果がある。

川上ダム計画について以下の調査・検討を行う。

- 1) 代替案に関して、さらに詳細な検討を行う。 (ダム - 14)
- 2) 貯水池規模の見直し並びに貯水池運用の変更に伴う貯水池周辺やダム下流に与える影響をはじめ、環境等の諸調査を行う。 (ダム - 15)(ダム - 16)
- 3) 土砂移動の連続性を確保する方策の検討を行う。 (ダム - 24)
- 4) 利水について、水需要の精査確認を行う。 (利水 - 1)

(4) 丹生ダム

- 1) 琵琶湖における急速な水位低下と低い水位の長期化が生態系に及ぼす影響の軽減策を緊急に実施する必要がある。急激な水位低下の抑制策としては、丹生ダム等の貯留施設が有効である。また、琵琶湖への補給水を活用して淀川水系の異常渇水時に緊急水を補給することができる。
- 2) 姉川・高時川では瀬切れが毎年のように発生しており、河川の生態系や利用の観点から、緊急に保全・再生を図る必要がある。丹生ダムからの補給は、瀬切れ解消等の河川環境の保全・再生を行うことに有効である。
- 3) 姉川・高時川の洪水被害軽減のため、治水対策が必要である。このためには、丹生ダムの建設が有効である。なお、滋賀県の河川整備計画との整合を図る。

丹生ダム計画について以下の調査・検討を行う。

- 1) 代替案に関して、さらに詳細な検討を行う。 (ダム - 17)(ダム - 18)
・丹生ダムからの補給の他、瀬田川洗堰による水位操作の変更及び関係者と連携した水需要の抑制について検討
- 2) 琵琶湖の水位低下抑制のための丹生ダムからの補給による効果と、その自然環境に及ぼす影響について、さらに詳細な調査検討を行う。 (ダム - 19)
・琵琶湖の水質、生物の生息・生育環境への効果及び影響の調査検討(コイ科魚類の産卵等調査)
- 3) 貯水池規模の見直し並びに貯水池運用の変更に伴う貯水池周辺やダム下流に与える影響をはじめ、環境等の諸調査を行う。 (ダム - 20)(ダム - 21)
- 4) 土砂移動の連続性を確保する方策の検討を行う。 (ダム - 24)
- 5) 利水について、水需要の精査確認を行う。 (利水 - 1)

(5) 余野川ダム

- 1) 狭窄部上流多田地区の浸水被害を早期に軽減するため、既存調節池の活用、既設一庫ダムの放流操作変更、堆砂容量の活用や利水容量の振り替え及び新たな遊水地の設置が有効である。
- 2) 既設一庫ダムの利水容量の振り替えのための貯留施設として余野川ダムが有効である。
- 3) 余野川ダムは下流部の浸水被害を軽減する効果がある。

余野川ダム計画について以下の調査・検討を行う。

- 1) 代替案に関して、さらに詳細な検討を行う。 (ダム - 22)
- 2) 余野川ダムの貯水池規模の見直し並びに余野川ダム及び一庫ダムの貯水池運用の変更に伴う貯水池周辺やダム下流に与える影響をはじめ、環境等の諸調査を行う。 (ダム - 23)
- 3) 土砂移動の連続性を確保する方策の検討を行う。 (ダム - 24)
- 4) 利水について、水需要の精査確認を行う。 (利水 - 1)

5.8. 関連施策

5.8.1 淀川河川公園

河川整備計画との整合を図りつつ、「淀川河川公園基本計画改定委員会(仮称)」の議論を経て策定される「淀川河川公園基本計画」に基づき検討する。

なお、次の事業については河川整備計画と整合を図りつつ、継続的に実施していく。(関連施策 - 1)

- 1) 老朽化施設の更新・補修
- 2) 既存施設の維持管理
- 3) 既存施設のバリアフリー化推進